

松原市幼児教育・保育の無償化 「預かり保育」の給付に関するお知らせ

- 無償化の対象となるためには、松原市から「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。
- 「保育の必要性」の認定を受けた場合、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で、施設に支払った預かり保育の利用料が無償化となります。



給付対象・金額

【給付対象】 松原市より「施設等利用給付認定通知書」により
2号又は、3号認定を受けた子ども ※1号認定は対象になりません

【給付額】 預かり保育利用料月額11,300円まで無償
利用日数に応じて、月額の上限は変動(450円×利用日数)

(算定イメージ)

預かり 保育料 (a)	利用 日数 (b)	基本 単価 (c)	上限額(d) (11,300円と b×cの低い方)	無償化対象 (aとdの 低い方)	実質 負担額
4,000円	10日	450円	4,500円	4,000円	なし
10,000円	20日	450円	9,000円	9,000円	1,000円
20,000円	26日	450円	11,300円	11,300円	8,700円

※満3歳になった日から最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみ
が無償化の対象(最大月額16,300円)

無償化の給付を受けるには...

- ・所定の申請書・請求書
- ・施設が発行する提供証明書等の施設の提供状況がわかる証明
- ・施設が発行する領収書等の支払いがわかる証明 が必要になります。

⇒請求時期まで大切に保管ください

(注) 請求時期、申請書・請求書の様式については、後日ご案内いたします。